

# 国保医療年金課

## からのお知らせ



国保医療年金課 宮本

### 「国民健康保険被保険者証」を郵送

国民健康保険に加入している69歳までのかたには、8月1日(日)から使用する被保険者証を7月下旬に郵送します。

### 「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送

国民健康保険に加入している70歳以上74歳までのかたには、8月1日(日)から使用する被保険者証と高齢受給者証が一体化した被保険者証兼高齢受給者証を7月下旬に郵送します。

### 「後期高齢者医療被保険者証」を郵送

後期高齢者医療制度に加入しているかたには、8月1日(日)から使用する被保険者証を7月下旬に郵送します。



国保医療年金課 大沢

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証については、令和2年中の所得状況等により、8月1日(日)から医療機関窓口での自己負担割合が変更となる場合があります。申請により自己負担割合が変更となるかたには、基準収入額適用申請書を郵送していますので、お早めに手続きをお願いします。

いずれの被保険者証もお手元に届きましたら内容をご確認ください。

### 問国保医療年金課

(☎017-734-5493)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1153)

国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

国民健康保険に加入しているかたの「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(土)となっています。8月以降も認定証が必要な場合は、更新の手続きが必要となりますので、申請してください。

また、申請により現在認定証の交付を受けていない70歳未満のかた・70歳以上のかたのうち要件を満たすかたには認定証が交付されます。詳細はお問合せください。

【申請に必要なもの】国民健康保険被保険者証・印鑑・世帯主及び認定対象者のマイナンバーが確認できるもの。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新について

現在認定証を交付されているかたで、引き続き認定されるかたに、8月から使用する新しい認定証を郵送します。更新の必要はありません。

新たに認定証の交付を希望するかたは、後期高齢者医療被保険者証と印鑑、マイナンバーが確認できるものを持参の上、手続きしてください。

### 問国保医療年金課

(☎017-734-5343)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1153)

### 令和3年度国民健康保険税のお知らせ

令和3年度の国民健康保険税率と賦課限度額はこれまでと変わりありませんが、個人所得課税の見直しにより、基礎控除が33万円から43万円に変更となります。それに伴い、国民健康保険税の負担水準に意図せざる影響や不利益が生じないよう、軽減対象となる所得基準額の算出方法が次のとおり変更となります。



令和2年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	7割
33万円+(28.5万円×被保険者数※①)以下	5割
33万円+(52万円×被保険者数※①)以下	2割

※① 特定同一世帯所属者数を含む  
 ※② 給与所得者等(一定の給与所得と一定の公的年金等の支給を受けるかた)  
 一定の給与所得者: 給与等収入金額が55万円を超えるかた  
 一定の公的年金等の支給を受けるかた: (65歳未満)公的年金等収入金額が60万円を超えるかた  
 (65歳以上)公的年金等収入金額が125万円を超えるかた

令和3年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数※②-1)以下	7割
43万円+28.5万円×被保険者数※①+10万円×(給与所得者等の数※②-1)以下	5割
43万円+52万円×被保険者数※①+10万円×(給与所得者等の数※②-1)以下	2割

問国保医療年金課  
 (☎017-734-5340)  
 浪岡振興部健康福祉課  
 (☎0172-62-1153)

**産直市等への  
出店を応援します**

市内で自ら生産した農林水産品やそれらを加工した商品を販売するためのイベントに出店する際の支援を行います。

**●あおもり産品出店用備品  
貸出支援事業**

イベントで使用するテントや販売用テーブル等を無償で貸し出します。

**【支援対象者】**

市内に居住する農林水産業者及び農林水産業者を中心とした団体で、次の要件を満たすかた

①市内で開催されるイベントに出店するかた

②市内で自ら生産した農林水産物等を販売するために出店するかた

**●あおもり産品出店  
支援事業（補助金）**

出店料の一部を支援します。

【補助対象者】  
備品貸出支援事業と同じ

**【補助対象経費】**

市内で開催されるイベントの出店料のうち2分の1以内の額（上限2万5千円）

問あおもり産品支援課

☎0172-2616104



あおもり産品支援課 佐藤、後藤

**市税等の納期限に  
ついてのお知らせ**

今月分として納めていただく市税等の納期限は次のとおりです。忘れずに納めましょう。

**【8月2日(月)納期限】**

- ① 固定資産税 第2期分
- ② 国民健康保険税(普通徴収分) 第1期分
- ③ 後期高齢者医療保険料(普通徴収分) 第1期分
- ④ 介護保険料(普通徴収分) 第1期分

⑤ 児童保育負担金(保育料) 第4期(7月)分

⑥ 市営住宅使用料7月分

⑦ 市営住宅駐車場使用料7月分

⑧ 下水道事業受益者負担金・分担金7月納期分

⑨ 放課後児童会負担金7月分

**【8月10日(火)納期限】**

⑩ 市・県民税(給与特別徴収分) 7月分

問①④・⑩納税支援課

☎017-734-5209

⑤子育て支援課

☎017-734-5330

⑥・⑦住宅まちづくり課

☎017-734-5572

⑧下水道管理課

☎017-718-1191

⑨子育て支援課

☎017-734-5348

**市税等の納付は  
便利な口座振替で**

一度お申込みいただければ、指定の口座から市税等を自動的に振替納付。便利で納め忘れない口座振替をぜひご利用ください。簡単な制度です。

●対象税目等▼市・県民税(普通徴収分)／固定資産税／軽

**下水道・農業集落排水施設への接続はお早めに**

下水道や農業集落排水施設は、排水を浄化し、きれいな水によみがえらせる重要な働きをしています。

また、皆さんに利用していただいてはじめてその効果を発揮します。

下水道や農業集落排水施設が整備された地域のかたは、早めの接続をお願いします。

※接続工事の際は、条例に定められた「青森市指定排水設備工事業者」をご利用ください。また、工事着工前に申請が必要です。

※接続工事資金を金融機関から無利子で借りることができ、融資あっせん制度があります。

※接続後は水道の使用水量に基づき、下水道使用料または農業集落排水施設使用料を納めていただきます。

問下水道管理課

☎017-752-0029

浪岡振興部上下水道課

☎0172-621159

**農業用水路・ため池での水難事故防止**

大雨時や農業用水の使用時期は流量が増加し、大変危険です。

- ・水路、ため池に近づかない。
- ・子どもが遊んでいたら注意をする。

・所有または管理しているかたは日頃から安全点検を行う。

問農地林務課

☎0172-621199